

法人第429号
平成24年5月14日

公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団
理事長 土屋 公三 様

北海道知事 高橋 はるみ



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成24年5月14日から平成29年5月13日まで